

議 案 第 29 号

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員法の改正に伴い、任命権者が市長へ報告すべき事項を整備するた
め。

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価に関する状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。